

福岡県公報

平成27年12月15日
第3752号

目次

告示 (第979号 - 第987号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	3

公告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○意見募集の結果の公示	(県民情報広報課)	6
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7

公安委員会

○不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則	(警察本部生活保安課)	7
--	-------------	---

告示

福岡県告示第979号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平22年11月福岡県告示第1850号行橋都市計画下水道事業行橋公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
行橋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
行橋都市計画事業行橋公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年3月9日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成22年11月福岡県告示第1850号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第980号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年8月福岡県告示第1306号椎田都市計画下水道事業築上公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
築上町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
椎田都市計画下水道事業築上公共下水道
- 3 事業施行期間
平成21年10月28日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成23年8月福岡県告示第1306号の事業地に次の区域を加える。
築上町大字山本、大字上り松、大字石堂の各一部
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第981号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年3月福岡県告示第345号宮田都市計画下水道事業宮田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
宮若市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮田都市計画下水道事業宮田公共下水道
- 3 事業施行期間
平成13年5月2日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成26年3月福岡県告示第345号の事業地に次の区域を加える。
宮若市 本城
字子畝田、字前子畝田、字小畝田、字前古川、字糸遊、字堤ノ内、字徳

城、字長割、字川原、字権助の各字の一部
宮田
字天王寺、字上ノ段、字宮田前、字太蔵、字定森の各字の一部

- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第982号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	田主丸線 黒木	前	八女市黒木町本分2530番 1先から 八女市黒木町本分2529番 4先まで	7.0 ～ 27.0	28.0
			後	八女市黒木町本分2530番 1先から 八女市黒木町本分2529番 4先まで	7.0 ～ 27.0	28.0

福岡県告示第983号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸 黒木線	八女市黒木町本分2530番1先から 八女市黒木町本分2529番4先まで

福岡県告示第984号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	田主丸 黒木線	前	八女市上陽町上横山2852番1先から 八女市上陽町上横山2853番1先まで	4.3 ～ 8.9	60.6
			後	八女市上陽町上横山2852番1先から 八女市上陽町上横山2853番1先まで	6.3 ～ 9.7	60.6

福岡県告示第985号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸 黒木線	八女市上陽町上横山2852番1先から 八女市上陽町上横山2853番1先まで

福岡県告示第986号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
八女市矢部村矢部字拂ノ迫5055の9、5055の10
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
八女市矢部村矢部字拂ノ迫5053の2
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第987号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

県道福岡早良大野城線改築工事（福岡県福岡市西区大字飯氏字ゾウサ地内から同区大字飯氏字井町地内まで）

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県福岡市西区大字飯氏字ゾウサ及び字井町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、福岡県福岡市西区周船寺一丁目地内の市道周船寺2250号線及び市道周船寺2244号線との交差点（周船寺小学校東交差点）を起点とし、同区大字飯氏地内の一般国道202号バイパスとの交差点（飯氏交差点）を終点とする延長576mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道福岡早良大野城線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に規定する都道府県道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

県道福岡早良大野城線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により福岡県知事が県道に認定した道路であり、福岡市は、同法第17条第1項の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である福岡市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線は、福岡県福岡市西区周船寺一丁目地内の一般国道202号との接続点を起点とし、同県大野城市雑餉隈二丁目地内の県道福岡日田線との接続点を終点とする延長約16.9kmの福岡都市圏南部を通過する幹線道路である。

また、本路線は、福岡都市圏西部に位置する福岡市西区及び糸島市と、同都市圏南部に位置する筑紫郡那珂川町、大野城市等の諸都市とを結ぶ路線であることから、周辺地域の経済活動を支えるとともに、沿線地域住民の通勤及び通学等の日常生活道路として重要な役割を担っている。

そして、本路線のうち、本件区間は、JR筑肥線周船寺駅の南西部に位置し、沿線には商店、事務所、病院、マンション等がれんたんしており、地域住民の通勤、通学、買い物等の日常生活に広く利用されていることに加えて、本件区間の西側至近には福岡市立周船寺小学校、北東部に位置する福岡市立元岡中学校、南部には福岡県立筑前高校が立地しており、本件区間が通学路としても利用されていることから、歩行者及び自転車通行者が多い区間である。

しかしながら、本件区間は、自動車交通量が多いにもかかわらず、車道幅員は5.6mと狭小であり、また、自転車歩行者道が整備されていないため、特に、朝夕の通勤・通学の時間帯を中心に歩行者及び自転車通行者は路肩を通行するなど、歩行者等の安全な通行が確保されておらず、交通事故発生の危険性が非常に高い区間となっている。

また、自動車と歩行者及び自転車通行者が通行分離されていない混合交通となっていることから、自動車の安全かつ円滑な通行が阻害されており、走行速度の低下を招いている状況である。

このような状況に対処するため、本件事業が計画されたものであり、現道拡幅を主とした整備を行うことによって、現道の道路用地を最大限に利用し、用地取得の面積を最小限にとどめることとしている。

本件事業の完成により、車道幅員が拡幅されることで自動車の安全かつ円滑な走行が確保されるとともに、自転車歩行者道を整備することで、自動車と歩行者及び自転車通行者との通行分離が可能となることから、交通の安全性の確保に大

きく寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施を義務付けられた事業には該当しないが、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者が任意で検討を行った結果、大気質、騒音及び振動の項目について、環境基準を満たすものと予測している。また、起業者は、工事の実施に当たっては、低騒音・低震動型機械を使用する等の対策により、工事期間中における地域住民の生活環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者の文献調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において生息・生育する希少な動物及び植物については、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動物及び植物の生息・育成は確認されていない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、試掘調査の結果、遺跡は確認されておらず、工事施工中に遺跡等が発見された場合には、起業者は、福岡市教育委員会との協議を行った上、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を主な目的として、福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成25年福岡市条例第8号）による第4種第1級の規格に基づく2車線道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和54年3月24日付けで都市計画決定し、平成25年3月25日付けで都市計画変更決定された福岡都市計画道路3・4・62号千里太郎丸線の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合

理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、本件区間においては、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されており、幹線道路としての機能が損なわれていること、歩行者及び自転車通行者の安全が脅かされている状況にあり、交通事故も発生していること及び福岡市が平成26年6月に策定した「福岡市道路整備アクションプラン2016」において、生活に密着した生活道路における歩車分離や交通安全対策を行う重要な路線として位置付けられていること等から本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を全て充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった県道福岡早良大野城線改築工事（福岡県福岡市西区大字飯氏字ゾウサ地内から同区大字飯氏字井町地内まで）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市西区役所（総務課）及び福岡市西区役所西部出張所

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市河東字福崎の前1066番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市稲元四丁目9番21号
力丸 昭博

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市河東字岩ヶ鼻1131番2及び1131番18から1131番32まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市くりえいと二丁目4番32号
有限会社クリエーティブホーム
代表取締役 塚本 喜代志

公告

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部改正案について、平成27年10月16日から平成27年11月16日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成27年12月15日に公布しました。

平成27年12月15日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

総務部県民情報広報課情報公開係

電話：092-643-3104

メールアドレス：kenjo@pref.fukuoka.lg.jp

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小 川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（本庄地区）	平成21年11月11日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字大隈字原244番1及び244番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字大隈397番地
田代 精一

公告

解散した清算法人千手土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
大屋 千嘉穂	嘉麻市嘉穂才田699番地7
福田 勇雄	嘉麻市大力1924番地1
久家 利美	嘉麻市九郎原2497番地
有吉 重敏	嘉麻市大力159番地
松岡 恵介	嘉麻市大力1047番地
溝口 正明	嘉麻市千手1803番地
山本 信之	嘉麻市千手2484番地
菊 輝美	嘉麻市嘉穂才田187番地
久家 英穂	嘉麻市九郎原2462番地
日高 忠幸	嘉麻市嘉穂才田1162番地6

公告

道海島土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
吉田 正隆	大川市大字道海島558番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月15日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市寺福童字狐塚473-17、473-29から473-31まで、478-2、478-3、479-1、479-10から479-26まで、481-2から481-6まで及び481-8から481-10まで、大崎字西牟田823-1及び823-11から823-16まで並びに稲吉字狐塚1377-1-1、1377-1-3、1377-2及び1377-6から1377-11まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 弘実

公安委員会

福岡県公安委員会規則第11号

不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年12月15日

福岡県公安委員会

不正競争防止法に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第2項に規定する処分（次条において「没収保全等」という。）を請求することができる司法警察員の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（没収保全等を請求することができる司法警察員）

第2条 福岡県警察に勤務する警察官のうち、不正競争防止法第35条第3項の規定に基づき、福岡県公安委員会が没収保全等を請求することができる司法警察員として指定する者は、次に掲げるものとする。

- (1) 警察本部長
- (2) 警察本部の生活安全部、刑事部、暴力団対策部、交通部及び警備部の警部以上の階級にある警察官
- (3) 福岡市警察部及び北九州市警察部の警部以上の階級にある警察官
- (4) 警察署の警部以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。